[別紙]

国際水準ＧＡＰ認証取得支援事業の公募について

一般社団法人全国農業改良普及支援協会

当協会では、国際水準ＧＡＰ認証取得支援事業（以下「本事業」という。）について、下記のとおり事業実施者（協会が支援を行う農業者等をいう。以下、同じ。）を募集します。  
　この公募については、平成２９年２月１７日までを公募期間として公募を行います。この間に応募のあった実施計画書に関し、第三者による公募選考委員会による審査を経て事業実施者を決定します。

記

１ 事業の趣旨  
　近年、欧米をはじめとする農産物の輸出相手国の需要者からは、取引要件として国際水準の認証の取得を求められることが多く、さらに、国内の需要者・消費者からも、食の安全や環境保全への関心の高まり等を背景として、こうした国際水準を満たす農産物への期待が高まっています。  
　また、２０２０年オリパラ東京大会においても、「持続可能で環境にやさしい食料を使用する」、「持続可能性のレガシーを残す」という方針が示されており、先進国に相応しい持続可能性が高い水準の供給を実現することが求められています。  
　このため、本事業においては農産物のＧＬＯＢＡＬＧ．Ａ．Ｐ．、ＪＧＡＰ Ａｄｖａｎｃｅ、ＪＧＡＰ Ｂａｓｉｃの認証取得拡大に向けた取組の支援を行います。

２ 事業概要  
　本公募は、農産物のＧＡＰ認証の取得を支援するための事業で、取組内容等の事業概要については、次のファイルを参照ください。

３ 公募期間  
　平成２８年１２月２２日（木）～平成２９年２月１７日（金）

４ 応募書類  
　本事業に応募しようとする場合は、国際水準ＧＡＰ認証取得拡大推進事業実施要領（以下「事業実施要領」という。）に基づいて、応募書類を作成し、６の応募先に提出してください。

[１　国際水準ＧＡＰ認証取得拡大推進事業実施要領.pdf](http://www.jadea.org/news/documents/GAP1_gapninsyoujissiyouryou.pdf)

[２　別紙留意事項（上限額について）.pdf](http://www.jadea.org/news/documents/GAP2_gapbessijougenngaku.pdf)  
　　[３　別表（補助対象経費）.pdf](http://www.jadea.org/news/documents/GAP3_gapbeppyoukeihi.pdf)  
　（応募書類）

[４　別記様式（１～５号）.doc](http://www.jadea.org/news/documents/GAP4_gapbekkiyoushiki1-5.doc)

[５　事業実施計画書（別記様式１号関係　別添）.xls](http://www.jadea.org/news/documents/GAP5_gapjissikeikakusyo_youshitenpu.xls)

上記1～５の資料については、協会公募ＨＰからダウンロード下さい

> <http://www.jadea.org/news/news-20161222.htm>

５ 応募書類提出部数  
　提出部数　:　７部（但し、代表者印を押印した文書は１部で可）

６ 応募先（提出先）  
　〒107－0052  
　東京都港区赤坂１－９－１３　三会堂ビル　９階  
　一般社団法人 全国農業改良普及支援協会　ＧＡＰ担当

７ 問い合わせ先  
　ＧＡＰ担当　　坂または、副島  
　電話　０３－５５６１－９５６２  
　月曜～金曜　　１０時～１７時（正午～１３時を除く）

８ 応募書類提出後の対応  
　提出された応募書類は、協会において審査の後、外部有識者による公募選考委員会に諮り、当該計画についての採択の判断が行われます。その結果については、速やかに応募者に通知をしますので、採択通知があった者は、速やかに事業実施要領第７の１の規定に基づく「補助金交付申請書」を提出してください。協会は、これに基づき補助金を交付すべきものと認めたときは「補助金交付決定通知」を行います。事業実施者は、これを受けた後に事業に着手していただくこととなります。これ以前に事業に着手した場合には事業の対象にはなりませんので、ご注意ください。

９ その他  
　事業実施要領に定めるもの以外は、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成２８年１０月１１日付け２８食産第２７６２号）、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付要綱（平成２８年１０月１１日付け２８食産第２７７１号）及び農畜産物の国際的に通用する認証取得の拡大事業実施要領（平成２８年１１月２９日付け２８生産第１１６１号）によるものとします。  
なお、審査過程において、資料の追加等を求める場合があります。また、その他国及び支援協会の定めるところにより義務を課すことがあります。